

(電子版)

info@jikosoren.jp

2021年 第8号 2021年3月10日

発行:自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201 tel.03-3875-8071 fax.03-3874-4997

健康診断に脳ドックの義務付けを

検診未受診の処分強化案 国交省にパブコメ提出

自交総連は3月9日、国交省の健康起因事故に関する行政処分の強化案についてのパブリックコメントで意見を提出、健康診断に脳ドックを義務付けることを要望しました(2面)。

国交省は2月13日、運転者の健康状態の把握等を適切に行わずに健康起因事故を発生させた事業者を処分する行政処分基準の改正案を公表、パブリックコメントを募集していました。この改正案は、自動車運転者の健康起因事故が増加していることから、健康診断を未受診の運転者による健康起因事故を発生させた事業者を行政処分(初違反40日車、再違反80日車)の対象に追加するというものです。

行政処分の対象に追加することは必要なことですが、多くの事故の原因となっている脳出血・脳梗塞などの病気は現行の健康診断では予見できません。したがって、健康診断の項目に脳ドック(MRA検診など)を義務付けたうえで、処分も強化するように求めています。

脳ドックは2万円程度費用が掛かることから、現在は少数の事業者しか実施していません。しかし、高齢者を雇う以上は、その健康、安心・安全の維持をはかるのは事業者の義務です。費用への公費補助等も考えながら、利用者に安心して乗ってもらえるようにするべきです。

73歳のタクシー運転者が運転中に意識を失い6人が死傷した1月4日の東京渋谷区の事故についての報道から

国土交通省は2018年に運転手の脳卒中への対策をまとめたガイドラインを策定 し、事業者に対し、特にリスクが高いとされる高齢の運転手を中心に、脳ドックな どの検査を3年に1回程度は受けさせるよう求めました。

しかし、1人当たり数万円の費用がかかるうえ、事業者への補助も限られている ため、検査は十分に行われていないのが現状だということです。

全国303のタクシー会社を対象に行われた昨年度の調査では、検査の必要性を感じていると回答した会社が82%に上った一方、実際に検査を受けさせていると答えたのは9%にとどまっています。

今回の事故を受けて、国土交通省は体調に異変を感じたらすぐに乗務を中断するよう運転手に注意を呼びかけるとともに、事業者に対し、運転手に検査を受けさせるよう改めて要請することにしています。(2021年1月5日、NHKニュース)

(提出した意見)

2021年3月9日

国土交通省自動車局安全政策課 意見募集担当 御中

行政処分基準等の一部を改正する通達案の制定に対する意見

全国自動車交通労働組合総連合会 (自 交 総 連) 中央執行委員長 髙城 政利

【意見】

健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することには賛成であるが、その行政処分の対象を「事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合」だけとするのは不十分である。

健康診断の内容に、脳検診(MRI、MRAによる脳ドック)を義務付けたうえで、脳検診を受診させていない事業者も行政処分の対象とすべきである。

【意見の理由】

近年、タクシー・バス運転者が乗客を乗せて運転中に意識を失い重大事故を起こす事例が相次ぎ、利用者・国民から、公共交通機関であるタクシー・バスの安全性について不安を感じるとの声が高まっている。とりわけタクシーについては、労働条件の劣悪化もあいまって、運転者の平均年齢が年々高くなり、60歳以上が63%、65歳以上が46%(法人運転者の場合、全タク連調べ)を占めている実態にあり、加齢による健康不安についても国民からつよい懸念が寄せられている。

こうした国民の不安を取り除き、公共交通機関の安全性を担保するためには、事業者において運転者の健康状態を適切に把握することが必要であり、健康診断を受診させていない事業者を行政処分の対象を追加することは必要なことである。

しかし、現在行われている法定の健康診断には、脳検診(MRI、MRAによる 脳ドック)は含まれておらず、運転中に意識を失う事故の相当部分を占めている脳 出血、脳梗塞などの脳血管系の疾病を予見、防止する効果は十分に期待できない。 脳検診を行うことで、はじめて脳出血や脳梗塞のリスクが把握でき、予防の効果が 期待できる。

したがって、脳検診を義務付け、それを行わずに重大事故を惹起した違反についても、行政処分の対象とするべきであり、そのことによって運転者の労働条件の改善につなげるとともに、利用者・国民の不安の解消を図り、公共交通機関の安全性の向上に資するべきである。